

吸収合併に係る事前開示書面
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

2020 年 6 月 18 日

株式会社サイバー・バズ

2020 年 6 月 18 日

吸収合併に係る事前開示事項

東京都渋谷区桜丘町 20 番 1 号
株式会社サイバー・バズ
代表取締役社長 高村 彰典

当社は、2020 年 5 月 31 日付で株式会社 glamfirst（以下、「glamfirst」という）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2020 年 8 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、glamfirst を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」という）を行うこととしました。

本件吸収合併に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）
2020 年 5 月 31 日付で当社と glamfirst との間に締結した吸収合併契約の内容は、別紙 1 のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 1 号）
glamfirst は当社の完全子会社であるため、当社は本件吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付を行いません。
3. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 2 号）
該当事項はありません。
4. 吸収合併消滅会社に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 3 号）
 - (1) glamfirst の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 191 条第 3 号イ）
glamfirst の最終事業年度に係る貸借対照表の内容は、別紙 2 のとおりです。
 - (2) glamfirst の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 191 条第 3 号ロ）
該当事項はありません。
 - (3) glamfirst 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 191 条第 3

号ハ)

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第 191 条第 5 号）

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号）

本件吸収合併効力発生時点における当社の資産の額は、負債額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後における当社の収益状況及びキャッシュフローについて、債務の履行に支障を来すような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本件吸収合併後における当社の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以上



吸収合併契約書

株式会社サイバー・バズ（以下「甲」という）と株式会社 glamfirst（以下「乙」という）は、吸収合併を行うこととし、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（合併の方法）

1. 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本合併」という）を行い、甲は乙の権利義務の全部を承継する。
2. 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。
 - (1) 吸収合併存続会社
商号：株式会社サイバー・バズ
住所：東京都渋谷区桜丘町 20 番 1 号
 - (2) 吸収合併消滅会社
商号：株式会社 glamfirst
住所：東京都渋谷区桜丘町 20 番 1 号

第2条（無対価合併）

甲は乙の完全親会社であることから、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して金銭、普通株式その他の株式を割当交付しないものとする。

第3条（増加すべき資本金及び準備金等）

本合併に際して、甲の資本金及び資本準備金は増加しない。

第4条（効力発生日）

本合併が効力を生じる日（以下「効力発生日」という）は、2020 年 8 月 1 日とする。ただし、本合併の手續の進行に応じ、必要があるときは、甲乙協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第5条（定款の変更）

甲は、本合併により定款の変更は行わない。

第6条（会社財産の引継ぎ）

1. 乙は、2019 年 9 月 30 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務その他の法律関係を、効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継するものとする。
2. 乙は、前項記載の 2019 年 9 月 30 日以降、効力発生日に至るまでの間に生じたその資産、負債の変動については、別に計算書を添付して、その内容を甲に明示しなければならない。

第7条（剰余金の配当の制限）

甲及び乙は、事前に甲乙協議をして合意をした場合に限り、効力発生日前に剰余金の配当を行うことができる。

第8条（合併承認）

1. 甲及び乙は、本合併が甲にとって簡易合併、乙にとって略式合併の要件を満たすことを相互に確認する。
2. 甲及び乙は、本契約締結日までに、甲においては取締役会を開催し本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を完了していること、乙においては取締役による本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決定を完了していることを保証する。

第9条（善管注意義務）

1. 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって自社の業務執行及び一切の財産管理を行うものとする。
2. 甲及び乙は、自社の資産、負債その他財務状態に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、事前に相手方と協議の上、合意を得なければならない。

第10条（契約の変更及び解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、天災地変その他の理由により、甲若しくは乙の資産状態又は経営状態その他の状況に重大な変更が発生した場合又は隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲及び乙が協議の上、本契約の条件を変更し又は解除することができる。

第11条（契約の有効性）

本契約は、法令に定める関係官庁の認可を受けることができない場合又は甲の取締役会の承認、あるいは乙の取締役の承認を得られていなかった場合には、その効力を失うものとする。

第12条（専属的合意管轄裁判所）

本契約及びこれに関連して生ずる本契約当事者の一切の権利及び義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（誠実協議）

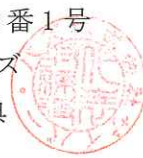
本契約に定めのない事項又は本契約の解釈についての疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。

（以下、余白）

本契約成立の証として本書 1 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、甲が原本を保管し、その写しを乙が保管する。

2020 年 5 月 31 日

甲：東京都渋谷区桜丘町 20 番 1 号
株式会社サイバー・バス
代表取締役 高村 彰典



乙：東京都渋谷区桜丘町 20 番 1 号
株式会社 glamfirst
代表取締役 高村 彰典





貸借対照表

株式会社glamfirst

(2019年 9 月 30 日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	291,537	流動負債	93,307
現金及び預金	227,197	買掛金	13,104
受取手形	18,559	未払金	14,982
売掛金	44,878	未払法人税等	37,860
前渡金	901	未払費用	3,479
固定資産	3,577	前受金	14,371
投資その他の資産	3,577	その他	9,509
繰延税金資産	3,577	負債合計	93,307
		純資産の部	
		株主資本	201,807
		資本金	5,000
		資本剰余金	5,000
		資本準備金	5,000
		利益剰余金	191,807
		その他利益剰余金	191,807
		繰越利益剰余金	191,807
		純資産合計	201,807
資産合計	295,114	負債純資産合計	295,114